

2021年8月13日

各位

会社名 タンゴヤ株式会社
代表者名 代表取締役社長 田城 弘志
(コード番号：7126 東証 JASDAQ)
問合せ先 取締役管理本部長 名本 育広
(TEL 06-6206-2711)

処分価格（募集価格）及び売出価格の決定並びに

オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数決定のお知らせ

当社株式の公募による自己株式処分の処分価格（募集価格）及び株式売出しの売出価格並びにオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数等につきまして、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 処分価格（募集価格）・売出価格 1株につき 金 1,600円
2. 価格決定の理由等
処分価格（募集価格）等の決定に当たりましては、仮条件（1,540円～1,600円）に基づいてブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
 - ① 申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
 - ② 申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
 - ③ 申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,600円と決定いたしました。
なお、引受価額は1,472円と決定いたしました。
3. オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数 31,500株
4. 上場時資本金の額 80,000,000円
(新株予約権の権利行使により増加する可能性がある。)
5. 販売先指定（親引け）の件
 - (1) 親引け先の概要 タンゴヤ社員持株会（理事長 宮浦謙友）
大阪府大阪府中央区淡路町三丁目5番1号
 - (2) 親引けしようとする株式の数 17,000株
 - (3) 販売条件に関する事項 販売価格は、上記1.の処分価格（募集価格）となります。
 - (4) ロックアップについて 下記【ご参考】「2. ロックアップについて」をご参照ください。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (5) 親引け後の大株主の状況 公募による自己株式処分及び引受人の買取引受による売出しを勘案した親引け後のタンゴヤ社員持株会の所有株式数は32,400株(潜在株式数を含む株式総数の1.93%)となり、第8位の大株主となります。

【ご参考】

1. 公募による自己株式の処分及び株式売出しの概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 募集株式数 | 当社普通株式 140,000株 |
| (2) 売出株式数 | ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 70,000株
② オーバーアロットメントによる売出し
当社普通株式 31,500株 |
| (3) 申込期間 | 2021年8月16日(月曜日)から
2021年8月19日(木曜日)まで |
| (4) 払込期日 | 2021年8月23日(月曜日) |
| (5) 株式受渡期日 | 2021年8月24日(火曜日) |

2. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である田城弘志並びに当社株主かつ当社役員である佛圓悠馬、名本育広、吉田招代、中川智雄及び当社株主である株式会社GSマネジメントは、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の2022年2月19日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社株主であるみずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合、三菱UFJキャピタル6号投資事業有限責任組合、ナントCVC投資事業有限責任組合は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後90日目の2021年11月21日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、その売却価格が処分価格(募集価格)の1.5倍以上であって、みずほ証券株式会社を通して行う売却等は除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の2022年2月19日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2021年7月16日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分等は除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社は上記90日間又は180日間のロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、みずほ証券株式会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日(当日を含む。)後180日目の日(2022年2月19日)までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

以上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。